

令和8年度 第2期 札幌市求人情報発信補助金 申請の手引き



令和8年7月
札幌市経済観光局
経営雇用支援部 雇用労働課

目次

補助の概要	P 2
申請から交付までの流れ	P 7
1. 専門家派遣（求人掲載前）の申込	P 8
2. 交付申請	P 9
3. 交付決定（事業実施期間のはじまり）	P 11
4. 事業実施	P 11
【事業内容の変更及び中止について】	P 11
【支払いについて】	P 11
【実績報告書提出のための準備】	P 11
5. 専門家派遣（求人掲載後）の申込	P 12
6. 実績報告	P 13
7. 金額確定	P 14
8. 入金	P 14
よくある質問【Q & A】	P 15
記載例	P 17

【注意】

※申請にあたっては、必ず「交付要綱」をご確認ください。

※行政書士法第1条の3・第19条・第21条にて、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類等を作成することを業と定められており、行政書士又は行政書士法人でない者は、業としてこれらの業務を行うことが出来ないとされています。これに違反した場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられることとなっていますので、ご注意ください。

■お問合せ先（各種書類提出先）

札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター（愛称：はたサポ）

所在地	〒001-0024 札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ1階
電話番号	011-219-1331
メールアドレス	sapporo.tw@pasona.co.jp ※申請書・報告書提出はメール不可
ホームページ	https://www.sapporo-telework.jp
開所時間	平日9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

補助の概要

1. 目的

広告媒体を活用して人材確保を目指す市内中小企業において、人手不足が深刻な職種（人手不足職種）の人材確保を支援することを目的とする。

2. 補助対象事業

広告媒体を活用して市内で勤務する「人手不足職種」の人材確保を目指す事業※で、補助金交付決定日から掲載期日までの間に広告媒体へ掲載し、かつ掲載を終了するもの。

※広告媒体とは、就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として掲載することが可能な、

就職情報サイト、求人情報誌（チラシ）、新聞広告等であり、有料にて掲載を行うもの

※既に実施済み又は実施中の事業については対象外

※「人手不足職種」については、P 3～4 参照。

3. 補助対象経費

「2. 補助対象事業」に係る掲載料（消費税及び地方消費税相当額は含まない）

※下記経費は、対象外となります。

- 無料広告 ●自社HPに掲載する求人広告
- 主要求人媒体が特定できないサービスの広告掲載料
（例：複数の求人媒体をAIや広告代理店が運用するサービス等）

4. 補助率及び補助金額

補助率：補助対象経費の $\frac{1}{2}$

補助上限額：15万円（対象経費30万円）

5. 交付条件 ※(1)～(3)を満たすこと

- (1) 求人掲載期間：交付決定日～令和8年11月30日（月）

※交付決定日以降に掲載を開始し、期日までに掲載を終了。

- (2) 事業実施期間：交付決定日～令和8年12月31日（木）

※事業実施期間中に事業を完了すること。（事業完了とは広告媒体への掲載が終了し、かつ採用活動及び掲載料の支払いが完了した状態をいう。）

- (3) 採用支援に関する 専門家派遣を2回※ 受けること。

※求人掲載前（補助金申請前）に1回、求人掲載後（採用活動後）に1回の計2回。

6. 申請受付期間

令和8年7月13日（月）～令和8年9月11日（金）

※専門家派遣（求人掲載前）申込：令和8年8月28日（金）まで

※ 先着順で受付し、順番に審査を行い、交付を決定

※ 補助金の交付決定額が予算額に達した時点で、申請受付を終了

■「人手不足職種」の詳細

職業分類表		
大分類	中分類	小分類
研究・技術の職業	008 建築・土木・測量技術者	01 建築設計技術者 02 建築施工管理技術者 03 建築技術者（設計・施工管理を除く） 04 土木設計技術者 05 土木施工管理技術者 06 土木技術者（設計・施工管理を除く） 07 測量技術者
保育・教育の職業	029 保育士、幼稚園教員	01 保育士 02 幼稚園教諭 03 保育教諭
	030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	01 学童保育指導員 02 児童館指導員 03 保育補助者、家庭的保育者
福祉・介護の職業	049 福祉・介護の専門的職業	01 社会福祉施設管理者 02 福祉相談・指導専門員 03 老人福祉施設指導専門員 04 障害者福祉施設指導専門員 05 児童福祉施設指導専門員 06 他の社会福祉施設指導専門員 07 介護支援専門員（ケアマネジャー） 08 訪問介護サービス提供責任者 09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 10 福祉用具専門相談員 99 その他の福祉・介護の専門的職業
	050 施設介護の職業	01 高齢者入所型施設介護員 02 高齢者通所型施設介護員 03 障害者福祉施設介護員 99 その他の施設介護の職業
	051 訪問介護の職業	01 訪問介護員 02 訪問入浴介助員
サービスの職業	055 飲食物調理の職業	01 日本料理調理人 02 西洋料理調理人 03 中華料理調理人 04 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く） 05 飲食チェーン店等調理員 06 学校給食調理員 07 給食等調理員（学校を除く）

		08 調理補助者、調理人見習 09 バーター 99 その他の飲食物調理の職業
警備・保安の職業	059 警備員	01 施設警備員 02 道路交通誘導員、雑踏警備員 99 その他の警備員
	063 その他の保安の職業	99 その他の保安の職業
製造・修理・塗装・製図等の職業	075 機械整備・修理工	01 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工 02 電気機械器具整備・修理工 03 自動車整備・修理工 04 輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く） 05 計量計測機器・光学機械器具整備・修理工
配送・輸送・機械運転の職業	083 貨物自動車運転の職業	01 大型トラック運転手 02 中型・小型トラック運転手 03 トレーラートラック運転手 04 ダンプカー運転手 99 その他の貨物自動車運転の職業
	084 バス運転の職業	01 路線バス・貸切バス運転手 02 送迎バス運転手
	085 乗用車運転の職業	01 自家用乗用車運転手（役職員送迎） 02 自家用乗用車運転手（利用者送迎） 03 タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く） 04 介護タクシー運転手 99 その他の乗用車運転の職業
	086 その他の自動車運転の職業	99 その他の自動車運転の職業
建設・土木・電気工事の職業	092 土木の職業	01 建設・土木作業員 02 舗装作業員 03 鉄道線路工事作業員 04 ダム・トンネル掘削作業員

【出典】独立行政法人労働政策研究・研修機構「第5回改定厚生労働省編職業分類職業分類表」

■対象となる事業者の確認

以下のチェック１～３でいずれもチェックが入る事業者が対象です。

□チェック１： 下記の１または２のいずれかに該当する「中小企業等」である。

- 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社及び個人
※いわゆる「みなし大企業」に該当する場合を除きます。

中小企業基本法における中小企業の範囲		
A または B の要件を満たす企業が中小企業となります。		
業 種	A. 資本金または出資金額	B. 常時雇用する従業員
小売業（飲食店を含む）	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

※「みなし大企業」とは

- ・発行済株式の総数または出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数または出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

2. 常時雇用する従業員が 100 人以下の法人等

法人等	根拠法令
一般社団法人及び一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 22 条または第 163 条の規定により設立した法人等
弁護士法人	弁護士法第 30 条の 2 第 1 項で定めるもの
監査法人	公認会計士法第 34 条の 2 の 2 第 1 項に定めるもの
税理士法人	税理士法第 48 条の 2 で定めるもの
行政書士法人	行政書士法第 13 条の 3 で定めるもの
司法書士法人	司法書士法第 26 条で定めるもの
特許業務法人	弁理士法第 37 条第 1 項で定めるもの
社会保険労務士法人	社会保険労務士法第 25 条の 6 で定めるもの
土地家屋調査士法人	土地家屋調査士法第 26 条で定めるもの
医療法人	医療法第 39 条で定めるもの
学校法人	私立学校法第 3 条で定めるもの
社会福祉法人	社会福祉法第 22 条で定めるもの
中小企業団体	中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項に定めるもの
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項で定めるもの。
労働者協同組合	労働者協同組合法に基づいて設立した法人
その他市長が適当と認めるもの	

□チェック2： 次の各号のいずれにも該当しない

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とする者
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者
- (4) 宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- (5) その他市長が不適当と認めるもの

□チェック3： 次の各号のいずれにも該当する

- (1) 過去に本市の求人情報発信補助金の交付を受けた事業者ではない。
- (2) 令和8年度において、求人情報発信に係る他の補助制度の交付を受けた事業者ではない。
- (3) 市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
- (4) 令和8年度の本補助金において、同代表者が重複して申請又は交付決定を受けていないこと（代表者が同一の場合、いずれか1社のみ申請可）。
- (5) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。
- (6) 市税を滞納している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (10) 札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号）第5条第3項第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (11) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。
- (12) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
- (13) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

【本社が札幌市外の場合】

本社所在地は札幌市外であっても、札幌市内の事業所が募集・採用し、勤務地が札幌市内の人材の採用に関する経費については補助対象となりますが、札幌市に法人市民税における法人設置の届出が済んでいることが要件となります。市税の納税証明書（指名願）により事業実態（札幌市内において継続的に事業を実施していること）を確認します。

申請から交付までの流れ

申請の
前に

- 補助の概要 P2~4
- 対象となる事業者の確認 P5~6

1

専門家派遣の申込(求人掲載前) P8

・申請書提出前に支援を受けてください。

2

交付申請 P9

記載例 P17~19

3

交付決定(事業実施期間のはじまり) P11

- ・交付決定までには約2週間かかります。
- ・交付決定後、交付決定通知書が郵送されます。

4

事業実施 P11

実施期間中に変更及び中止する場合 P11
記載例 P20~22

5

専門家派遣の申込(求人掲載後) P12

- ・求人掲載後(実績報告前)に支援を受けてください。
- ※実績報告書提出までに受けることが必須要件となります。

6

実績報告 P13

※広告媒体への掲載終了、採用活動及び掲載料の支払いの完了、求人掲載後の専門家派遣が終了した場合は、提出期限を待たずに実績報告書の提出が可能です。

記載例 P23~26

7

金額確定 P14

(報告書提出から約2週間後)
・補助金額確定通知書が郵送されます。

8

入金 P14

(金額確定から約3~4週間後)

1

専門家派遣（求人掲載前）の申込

補助金の申請にあたって、はたサポの専門家（キャリアコンサルタントや社会保険労務士）より採用に関する支援を受けていただくことが**必須要件**となります。

※「求人掲載前（交付申請前）」と「求人掲載後（実績報告前）」の2回）

※申請書提出前に専門家派遣（求人掲載前）の支援を受けてください。

※専門家派遣（求人掲載前）申込受付：令和8年8月28日（金）まで

【相談時間】 1回につき1時間程度

【相談方法】 原則オンライン（※対面ご希望の場合はご相談ください。）

【相談内容（求人掲載前）】

採用力向上に向けたアドバイス、申請前のサポートを行います。

<内容>

- 募集する求人職種の確認（対象の人手不足職種に該当しているか）
- 効果的な求人票の書き方
- 利用する求人媒体についての相談
- 採用についての課題・相談

【申込方法】

札幌市公式ホームページの申込フォームよりオンラインにて申し込いただくか、「専門家派遣申込書」ファイルをダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、当センターまでメールにてお送りください。

申込後に、当センターから日程や相談内容について確認の連絡をいたします。

▼札幌市公式HP

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/kyujinjoho.html>

■専門家には、どのような相談ができるの？

- 効果的な求人広告を作るコツ
- 自社に必要な人物像とは？
- アピールポイントの整理
- 適切な求人広告媒体について



2

交付申請

申請に必要な書類は以下のとおりです。

申請期間：令和8年7月13日(月)～令和8年9月11日(金)

	提出書類	確認・留意事項
1	令和8年度札幌市求人情報発信補助金 交付申請書(様式1)	◎P17、18 記載例も必ずご参照ください。
2	令和8年度札幌市求人情報発信補助金 事業計画書(様式2)	◎P19 の記載例も必ずご参照ください。
3	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 原本	◎申請日より3か月以内に発行された原本
	(個人事業主の場合) 開業届の写し	◎紛失等により申請時点でご用意いただくことが難しい場合は、再発行までの間、「直近の確定申告書(控)の写し」で一時的に代用できるものとします。
4	直近の市税の納税証明書(指名願) 原本	◎申請日より3か月以内に発行された原本 ◎市税事務所及び札幌市役所2階の税証明窓口で取得可能です。(※請求書記載方法P10) ◎納税証明書(指名願)の原本を提出できない場合は、原則申請受付できませんのでご注意ください。
5	事業に要する経費およびその内訳が確認できる書類	◎求人広告掲載費用の見積書 ※経費内訳(プラン名、オプション名、掲載期間、掲載開始予定日、発行日)などがわかるもの
6	その他市長が必要と認めるもの	

※ 様式は以下の URL よりファイルをダウンロードできます。

(札幌市公式 HP : <https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/kyujinjoho.html>)

※ 提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。

※ 電子申請では、受付しておりません。書面にて提出してください。(郵送かセンター持参)

※ 求人掲載予定の広告媒体や契約企業が複数ある場合は、全ての見積書を取得し、まとめてご申請ください。実績報告時の追加は認められません。

■提出方法■

書類をレターパックなど追跡が可能な方法で郵送いただくか、電話にて事前予約のうえ、当センターにご持参ください。(提出期間終了日必着)。

センター所在地、宛先はP1をご参照ください。

※市税の納税証明書の取得について

市税事務所もしくは札幌市役所2階の税の証明窓口において取得可能です（税務署で取得可能な所得税の納税証明とは異なります）。

所得(市・道民税)証明・納税証明・課税証明請求書に必要事項を記載し、市税事務所もしくは札幌市役所2階の税の証明窓口へ提出してください。

▼請求書は下記よりダウンロードできます。

https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=387

所得証明・納税証明・課税証明請求書には、下図のように記載してください。

●請求書の各項目記載方法

所得証明・納税証明・課税証明請求書			
(宛先)札幌市長		年 月 日	
① どちらの証明が必要ですか(納税義務者等)			
現住所 (所在地)			
1月1日の住所 (本店所在地)			
フリガナ			
氏名 (名称及び代表者氏名)	(電話 - -)		
生年月日	西暦・明・大・昭・平・令	年	月 日
ほかに同居の親族の方の証明が必要な場合は、下記にその方の氏名・生年月日をお書きください。			
② 請求する方(委任された代理人等) ※本人、法人代表者が請求する場合は記入不要です。(①の使用者の場合は、③の欄に記入)			
現住所 (所在地)	必要な方との関係		
フリガナ	☐ 同居の親族(続柄)		
氏名 (名称及び代表者氏名)	☐ 代理人(委任状必須)		
生年月日	西暦・明・大・昭・平・令	年	月 日
③ 使用者の方(確認書類に ☐ 補助者証等 ☐ 社員証等 お持ちでない場合→ ☐ 使用者差向書)			
現住所 (所在地)	使用目的 (□内に✓印)		
フリガナ	☐ 扶養認定 ☐ 限度額適用認定 ☐ 高額療養費 ☐ 公営住宅 ☐ ビザ(VISA) ☐ 融資申込 ☐ 任意継続 ☐ 弁護士への提出 ☐ 車両登録 ☐ 公的年金等の受給 ☐ 幼稚園・保育所入所等 ☐ 特定疾患・指定難病関係 ☐ 予防接種 ☐ 医療費助成 ☐ 児童・児童扶養手当 ☐ がん検診等 ☐ ハローワーク ☐ 自立支援給付 ☐ 学校関係 ☐ (就学援助・就学奨励金・奨学金・その他) ☒ その他 ☐ 令和8年度札幌市求人情報発信補助金		
氏名 (名称及び代表者氏名)	(電話 - -)		
生年月日	西暦・明・大・昭・平・令	年	月 日
必要な証明の種類 (□内に✓印を記入して、必要な年度と通数をご記入ください。)			
証明種類	証明項目(税目)	年度・通数	
☐ 所得証明 ⇒	☐ 所得金額のみ ☐ 所得金額と市民税・道民税・森林環境税額と控除の内訳 ☐ 所得金額と市民税・道民税・森林環境税額	年1月1日から12月31日までの所得 (年度) 通	
	☒ 納税証明(課税額と納付状況) ⇒ ☐ 課税証明(課税額のみ)	☐ 市民税・道民税・森林環境税 ☐ 法人市民税 ☐ 事業所税 事業年度 年 月 日 - 年 月 日 ☐ その他(税) ☐ 軽自動車税(車両番号:札幌) ☐ 固定資産税(土地・家屋分) 区課税分 ☐ 固定資産税(償却資産分) 区課税分 ☒ 指名願用 ☐ 酒販免許用 ☐ 公益法人認定用	年度 1 通
以下は記入しないでください。			
受付	作成	交付	備考
			免許・パス・護手・マイC 身分証・在留カード・資格証 年金手帳・介護保険証・診察券 学生証・預通・マイナンバー その他()
所得 課税 納税		合計 円 免除× 件	

どちらの証明が必要ですか。

- 「現住所」→ 市内の事業所所在地
- 「1月1日の住所」→ 本店所在地
- 「氏名」→ 法人名及び代表者氏名、電話番号

請求書の書き方にご注意ください。



使用目的

「□その他」にチェックし、かっこ[]内に「令和8年度札幌市求人情報発信補助金」と記入

必要な証明の種類など

- 証明種類→ 「□納税証明(課税額と納付状況)」にチェック
- 証明項目(税目)→ 「□指名願用」にチェック

3

交付決定（事業実施期間のはじまり）

申請書提出から交付決定まで約2週間かかります。交付決定通知書は郵送となります。交付決定前に開始した求人掲載は補助の対象外となりますのでご注意ください。

4

事業実施

事業実施期間： 交付決定日～令和8年12月31日（木）

事業実施期間内に以下の①～③をすべて行う必要があります。

- ① 広告媒体への掲載の開始及び掲載の終了

求人掲載期間： 交付決定日～令和8年11月30日（月）

- ② 採用活動の実施及び完了
③ 掲載料の支払いの完了

【事業内容の変更及び中止について】

1. 補助対象事業変更・中止承認申請書（様式5）の提出が必要なケース

- 申請者情報（代表者や事業所所在地）を変更する場合
- 申請した求人の職種を変更（追加、削除を含む）する場合
- 事業の全部または一部を中止する場合

2. 補助対象事業変更・中止承認申請書（様式5）の提出が不要なケース【軽微な変更】

以下の軽微な変更であれば変更申請を経ずに事業の実施が可能です。

また、軽微な変更があった場合は、実績報告書（様式7）・事業実施結果（様式8）に変更理由の記載が必要です。

- ① 求人情報を掲載した広告媒体を変更する場合
- ② 申請金額が減額される場合
- ③ 広告依頼先（広告媒体企業や広告代理店）を変更する場合

【支払いについて】

事業実施期間の終了日までに支払（銀行振込の場合は相手方への入金）が完了していない経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【実績報告書提出のための準備】

実績報告書に添付が必要な書類について、あらかじめP13を確認ください。

5

専門家派遣（求人掲載後）の申込

求人掲載後の応募状況の確認や採用活動の改善、事業実施後のフィードバックのため、はたサポの専門家（キャリアコンサルタントや社会保険労務士）を派遣します。

※実績報告書提出前に専門家派遣（求人掲載後）の支援を受けてください。
求人広告掲載中、採用活動中でも支援可能です。

【相談時間】 1回につき1時間程度

【相談方法】 原則オンライン（※対面ご希望の場合はご相談ください。）

【相談内容（求人掲載後）】

求人掲載・採用活動の振り返りやフォローアップを行います。

<内容>

- 掲載結果に対する課題検証
- 今後の採用活動に向けての助言など

【申込方法】

「専門家派遣申込書」を当センターよりメールにてお送りいたします。
必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

■専門家には、どのような相談ができるの？

- 掲載中の応募状況を踏まえた相談
- 求人掲載先の広告媒体は適切だったか
- ミスマッチを防ぐ採用のポイント
- 今後の採用活動の取り組み方や工夫について



6

実績報告

実績報告にあたって必要な書類は以下のとおりです。

実績報告書 提出期日： 令和9年1月15日（金）

	提出書類	確認・留意事項
1	令和8年度札幌市求人情報発信補助金 実績報告書(様式7)	◎P23、24の記載例も必ずご参照ください。
2	令和8年度札幌市求人情報発信補助金 事業実施結果(様式8)	◎P25、26の記載例も必ずご参照ください。
3	経費の支出を証明する書類 (領収書の写し、振込証明書等)	◎コンビニ受領書の写しでも可。 ◎宛名(法人・団体名)、支払日、経費の内訳がわかるもの ◎内訳がわからない場合は、内訳がわかる下記書類も併せて提出すること。
4	経費内訳を確認する書類 (請求書の写し)	◎経費内訳(プラン名、オプション名、掲載期間、掲載開始日、発行日等)がわかる資料をご提出ください。 ◎クリック課金媒体で請求書等に内訳記載が無い場合は、別途クリック課金の予算内訳資料(広告名、クリック数、課金内訳詳細がわかるもの)をご提出ください。
5	利用した広告媒体における実際の 求人掲載画面又は求人掲載誌面の写し	◎ <u>広告掲載期間中に、利用求人媒体の実際の求人掲載画面又は求人掲載誌面の写しをご準備ください。(Web求人ページを印刷したもの、求人誌面のコピー等)</u> ◎ <u>求人広告元原稿や採用管理ツールの求人ページの写し等は、不可。</u> ◎求人タイトル(職種名)・企業名・勤務地・業務内容・雇用形態等、求人広告画面(紙面)の全ページの写しをご提出ください。 ◎複数の求人広告(雇用形態、勤務地の別など)を掲載の場合は、全ての求人掲載画面(紙面)の写しをご提出ください。
6	口座名義を確認できる資料	入金を希望する銀行口座について、通帳の1ページ目の写しなど、銀行名、取引支店名、口座名義(カナ)、口座番号、口座種別が確認できる資料をご提出ください。
7	その他市長が必要と認めるもの	

- ※ 様式は以下の URL よりファイルをダウンロードできます。
(札幌市公式 HP : <https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/kyujinjoho.html>)
- ※ 提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- ※ 電子申請では、受付しておりません。書面にて提出してください。(郵送かセンター持参)
- ※ 期日までに不備のない実績報告書及び添付書類の提出がない場合は、原則交付決定を取り消しますので報告漏れの無いようご注意ください。
- ※ 現金または振込払い(支払い方法の明記がないものを含む)で5万円以上の領収書を提出する場合は、電子領収書を除き、収入印紙貼付が必要です(収入印紙がないものは領収書として認められません)。

■提出方法■

書類をレターパックなど追跡が可能な方法で郵送いただくか、電話にて事前予約のうえ、当センターにご持参ください。(提出期間終了日必着)。
センター所在地、宛先はP1をご参照ください。

7

金額確定

提出があった実績報告書等を審査し、補助金額を確定します。

また、補助金額確定通知書は提出から約2週間後に郵送となります。

8

入金

補助金額確定通知書郵送後、実績報告書(様式7)に記載の口座へ入金処理を行います。目安として金額確定通知日から約3～4週間後に入金となります。

【事業完了後】

補助金の交付を受けた者は、補助金交付申請にかかる提出書類の写し及び各種通知書類を、令和9年度から5年間(令和14年3月31日まで)は保管してください。

また、市内企業における人材確保・定着の状況確認のため、事業終了後も、札幌市または札幌市働き方改革・人材確保サポートセンターからアンケート調査や他の事業周知等を行う場合がありますのでご協力をお願いします。

よくある質問【Q & A】

Q1 1回でも専門家派遣を受けていたら、補助金は交付されるのか？

A1 専門家派遣は求人掲載前（交付申請前）に1回、求人掲載後（実績報告前）に1回の合計2回受けることが補助金交付条件となります。そのため、専門家派遣を1回しか受けられない場合は補助金不交付となります。

Q2 いつも利用している広告代理店に掲載内容等を相談している。そのため専門家の派遣は必要ないが補助金の申請だけすることは可能か？

A2 本補助金は、札幌市の事業として、採用等に関する専門家の支援も含めて人材確保に繋げていただくことを目的として実施しております。このため、必ず専門家派遣を受けていただける場合のみ申請が可能です。

Q3 専門家派遣にて、専門家から案内された求人媒体を利用しないと申請対象にならないか？

A3 あくまで専門家としてアドバイスの一環になりますので、案内された求人媒体に必ず広告掲載する必要はありません。それ以外の媒体でも補助要件を満たしている場合は、申請対象になります。

Q4 求人の募集・採用は、札幌市内の事業所で行うが、勤務地が市外の場合、申請対象にならないか？

A4 勤務地が完全に市外の場合は対象となりません。市内事業所が募集・採用し、主な勤務地が市内である場合は、申請可能です。ただし、掲載広告上も、それが明記されている場合に限ります。

※例外として、下記のような事例では、申請対象となる場合があります。

例(1) 市内事業所が雇用する建設・土木作業員で、作業現場の一部が札幌市外の場合

例(2) 市内事業所が雇用するトラック運転手やバス運転手で、札幌市内⇄札幌市外の運行業務の場合

Q5 業務の委託先や請負先などを募集するような場合や、派遣社員の求人は対象になるか？

A5 市内事業所の雇用の確保を目的とした事業になりますので、市内事業所が、求人を募集し、直接雇用する場合に限ります。

Q6 他の補助金・助成金との併用はできるのか？

A6 令和8年度に給付を受ける求人情報発信に係る他の公的な補助金・助成金との併用はできません。求人内容や掲載時期が異なる場合も、併用は不可となります。

Q7 求人媒体を変更したいが、その際に料金も上がってしまうが変更届は必要か？

A7 求人媒体の変更は軽微な変更該当しますので、変更届は不要です。ただし、金額については、交付決定額が上限となるため変更はできません。交付決定額を限度として支給し、超えた金額については申請者の負担となりますのでご承知おきください。なお、求人媒体の追加は認められません。

Q8 求人の職種の変更（追加、削除）とはどのような場合か？

A8 補助金の対象となる「人手不足職種」に該当することが前提ですが、交付決定後に予定していた職種の他に、追加して別の職種番号に該当する職種を募集することになった、複数職種の掲載予定だったが、募集職種を減らして掲載したなどです。

例(1)：介護施設において

介護スタッフ（「050 施設介護の職業」）を募集予定だったが、ケアマネジャー（「049 福祉・介護の専門的職業」）も募集することになった。

例(2)：建設会社において

土木工事現場監督（「008 土木施工管理技術者」）と土木作業員（「092 建設・土木作業員」）を募集予定だったが、土木工事現場監督の採用が不要になったので、土木工事現場監督は募集しないこととなった。

例(3)：保育園において

保育士（「029 保育士、幼稚園教員」）を募集予定だったが、保育士の資格がなくてもよい補助員（「030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者」）に変更し募集することとした。

Q9 補助申請額の計算方法はどのようになっているか？

A9 補助申請額は、補助対象経費（税抜き額）に1/2を掛け、千円未満を切り捨てた額と上限額15万円を比較し、低い額となります。

例(1)：補助対象経費：200,000 円の場合

$200,000 \times 1/2 = 100,000$ （補助額） < 150,000 円
補助申請額：100,000 円

例(2)：補助対象経費：400,000 円の場合

$400,000 \times 1/2 = 200,000$ 円 > 150,000 円（補助額）
補助申請額：150,000 円

例(3)：補助対象経費：125,000 円の場合

$125,000 \times 1/2 = 62,500$ 円 →（千円未満切捨）
→ 62,000 円（補助額） < 150,000 円
補助申請額：62,000 円

(様式 1)

令和 8 年度札幌市求人情報発信補助金 交付申請書

令和 8 年 8 月 3 日

(あて先) 札幌市長

申請者 郵便番号 060-8611
所在地 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
法人・団体名 株式会社札幌市
代表者役職 代表取締役
代表者氏名 札幌 太郎

登記簿に記載の住所・役職・代表者名を記載してください。

令和 8 年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助申請額

金 140,000 円 (補助対象経費: 280,000 円)

※補助申請額は、補助対象経費(税抜額)に 1/2 を掛け千円未満を切り捨てた額と上限額 15 万円を比較し低い額を記入

2 申請者概要

事業所が市内のみの場合も、同じ人数を記載してください(空欄不可)。

業 種	医療、福祉			
常用労働者数等	・企業全体 : 50 人 ・札幌事業所分 : 15 人			
担当者	氏 名	札幌 花子		
	電話番号	011-000-0000	電話番号	011-000-0000
	メールアドレス	xxx@city.sapporo.co.jp		
郵送希望先 (別途指定する場合)	〒			

業種の例(日本標準産業分類)
・建設業 ・運輸業 ・医療、福祉
・宿泊業、飲食サービス業 など

必ず自社に所属する社員または役員を担当者としてください。また、書類の提出期限のリマインドなどは原則一斉メールで行いますので、メールアドレスも必ずご記載ください。

郵送先を別途指定する場合、代表者個人宅は原則不可

(2) 申請書(申請書)の原本又は開業届の写し

(3) 直近の市税の納税証明書(指名願)の原本

(4) 事業に要する経費及びその内訳が確認できる書類(補助対象経費に係る見積書等)

(5) その他市長が必要と認める書類

4 宣誓（確認の上、□にチェックを入れてください。）

☒ 下記を満たしていることについて、宣誓いたします。

申請者は、令和8年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱第3条に規定する中小企業等であり、かつ要綱第3条に掲げる(1)～(13)いずれにも該当する。

- (1) 過去に本市の求人情報発信補助金の交付を受けた事業者ではない。
- (2) 令和8年度において、求人情報発信に係る他の補助制度の交付を受けた事業者ではない。
- (3) 市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいる。
- (4) 令和8年度の本補助金において、同代表者が重複して申請又は交付決定を受けていないこと（代表者が同一の場合、いずれか1社のみ申請可）。
- (5) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。
- (6) 市税を滞納している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (10) 札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号）第5条第3項第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (11) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。
- (12) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
- (13) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

5 同意（確認の上、□にチェックを入れてください。）

☒ 下記について、同意いたします。

- (1) 本補助金は、求人広告媒体への掲載前・掲載後に札幌市働き方改革・人材確保サポートセンターの専門家派遣を2回利用することを条件として交付するものであるため、利用がない、又は1回しか利用がない場合は、補助金の交付対象とならないこと。
- (2) 補助対象の求人広告媒体は、申請した職種に関するもののみ対象となるため、利用明細等で申請した職種や経費の内訳をお示しいただけない場合は補助金の対象外となること。
- (3) 補助金の審査を進める中で、札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター（はたサポ）が必要と認める場合は、申請者に確認の上で、掲載内容についてははたサポから、求人媒体の企業（契約予定業者）に問い合わせる場合があること。
- (4) 「4 宣誓」に掲げる(1)～(13)のうちいずれかを満たさなくなった場合、遅滞なく報告すること。
- (5) 補助金の交付を受ける前に「4 宣誓」に掲げる(1)～(13)のうちいずれかを満たさなくなった場合、補助金の交付を受けないこと。
- (6) 補助金の交付を受けた後に「4 宣誓」に掲げる(1)～(13)のうちいずれかを満たさなくなった場合、市長の指示に従い補助金の全部又は一部を返還すること。

(様式2)

令和8年度札幌市求人情報発信補助金 事業計画書

(法人・団体名) 株式会社札幌市

求人情報を掲載する 広告媒体の名称	(就職情報サイト、求人情報誌、新聞広告等) アルバイトタロウ
契約予定業者名	アルバイトタロウ株式会社
求人情報の掲載予定期 間	開始日 令和8年9月1日 終了日 令和8年11月30日(13週間)
掲載する求人の職種 (該当する職種にチェック)	☐ 「008 建築・土木・測量技術者」 ☐ 「029 保育士、幼稚園教員」 ☐ 「030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者」 ☒ 「049 福祉・介護の専門的職業」 ☒ 「050 施設介護の職業」 ☐ 「051 訪問介護の職業」 ☐ 「055 飲食物調理の職業」 ☐ 「059 警備員」 ☐ 「063 その他の保安の職業」 ☐ 「075 機械整備・修理工」 ☐ 「083 貨物自動車運転の職業」 ☐ 「084 バス運転の職業」 ☐ 「085 乗用車運転の職業」 ☐ 「086 その他の自動車運転の職業」 ☐ 「092 土木の職業」
募集予定の職名 (求人広告タイトル)	①支援相談員 ②介護職員
掲載する具体的な 求人内容	【業務内容】 ①デイサービスでの生活指導や相談、助言 ②デイサービスでの介護業務全般 【雇用形態】 ☐ 正社員 ☐ 契約社員 ☒ アルバイト／パート 【就業場所(勤務地)】 札幌市中央区北1条西2丁目 デイサービス大通園
採用予定数	①1人 ②2人

(様式5)

令和8年度札幌市求人情報発信補助金
補助対象事業 **変更・中止** 承認申請書

令和8年8月20日

(あて先) 札幌市長

申請者	郵便番号	060-8611
所在地	札幌市中央区北1条西2丁目	
登記簿に記載の住所・役職・代表者名を記載してください。	法人・団体名	株式会社札幌市
	代表者役職	代表取締役
	代表者氏名	札幌 太郎

令和8年○月△日付札幌第●●●●●号により交付決定のあった次の事業について、次のとおり **変更・中止** したいので、令和8年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 **変更・中止** の理由

募集する求人職種（049 福祉・介護の専門的職業）の中止

2 **変更・中止** の内容

支援相談員（049 福祉・介護の専門的職業）と介護職員（050 施設介護の職業）を募集予定だったが、支援相談員が求人掲載前に充足したため、募集しなかった。

3 変更後交付申請額 ※変更の場合

金 120,000 円

4 添付書類 ※変更の場合

- (1) 変更後の補助対象事業に係る事業計画書（様式2）
- (2) 変更後の補助対象経費に係る見積書等
- (3) 代表者や所在地を変更する場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※個人事業主等の場合は、変更の事実が確認できる書類
- (4) その他、参考となる書類

(様式2)

※補助対象事業(変更・中止)承認申請書に添付して変更後の
事業計画書も提出してください。

令和8年度札幌市求人情報発信補助金 事業計画書

(法人・団体名) 株式会社札幌市

求人情報を掲載する 広告媒体の名称	(就職情報サイト、求人情報誌、新聞広告等) アルバイトタロウ
契約予定業者名	アルバイトタロウ株式会社
求人情報の掲載予定期間	開始日 令和8年9月1日 終了日 令和8年11月30日(13週間)
掲載する求人の職種 (該当する職種にチェック)	☐ 「008 建築・土木・測量技術者」 ☐ 「029 保育士、幼稚園教員」 ☐ 「030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者」 ☐ 「049 福祉・介護の専門的職業」 ☒ 「050 施設介護の職業」 ☐ 「051 訪問介護の職業」 ☐ 「055 飲食物調理の職業」 ☐ 「059 警備員」 ☐ 「063 その他の保安の職業」 ☐ 「075 機械整備・修理工」 ☐ 「083 貨物自動車運転の職業」 ☐ 「084 バス運転の職業」 ☐ 「085 乗用車運転の職業」 ☐ 「086 その他の自動車運転の職業」 ☐ 「092 土木の職業」
募集予定の職名 (求人広告タイトル)	介護職員
掲載する具体的な 求人内容	【業務内容】 デイサービスでの介護業務全般 【雇用形態】 ☐ 正社員 ☐ 契約社員 ☒ アルバイト／パート 【就業場所(勤務地)】 札幌市中央区北1条西2丁目 デイサービス大通園
採用予定数	2人

営業所名、施設名、住所等を記載してください。

(様式5)

令和8年度札幌市求人情報発信補助金
補助対象事業（変更・中止）承認申請書

令和8年9月18日

（あて先）札幌市長

申請者	郵便番号	060-8611
所在地	札幌市中央区北1条西2丁目	
登記簿に記載の住所・役職・代表者名を記載してください。	法人・団体名	株式会社札幌市
	代表者役職	代表取締役
	代表者氏名	札幌 太郎

令和8年○月△日付札幌第●●●●●号により交付決定のあった次の事業について、次のとおり（変更・中止）したいので、令和8年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 （変更・中止）の理由

求人募集を中止するため

2 （変更・中止）の内容

補助金申請の中止

3 変更後交付申請額 ※変更の場合

金 _____ 円

4 添付書類 ※変更の場合

- (1) 変更後の補助対象事業に係る事業計画書（様式2）
- (2) 変更後の補助対象経費に係る見積書等
- (3) 代表者や所在地を変更する場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※個人事業主等の場合は、変更の事実が確認できる書類
- (4) その他、参考となる書類

(様式 7)

令和 8 年度札幌市求人情報発信補助金 実績報告書

令和 8 年 12 月 25 日

(あて先) 札幌市長

登記簿に記載の住所・役職・代表者名を記載してください。	申請者	郵便番号	060-8611
		所在地	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
	法人・団体名		株式会社札幌市
	代表者役職		代表取締役
	代表者氏名		札幌 太郎

令和 8 年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 実績報告額

金 120,000 円 (補助対象経費: 240,000 円)

※実績報告額は、補助対象経費(税抜額)に 1/2 を掛け千円未満を切り捨てた額と上限額 15 万円を比較し低い額を記入

2 交付決定額と実績報告額の差異

交付決定額	120,000 円	☒ 差異なし
実績報告額	120,000 円	☐ 差異あり
差異理由(※金額に差異がある場合は、理由を記載してください。)		

3 補助対象事業の実施期間

事業開始日^{※1} 令和 8 年 〇月 △日 事業完了日^{※2} 令和 8 年 12 月 21 日

※1 事業開始日とは、交付決定通知書の日付を指す。

※2 事業完了日とは、広告媒体への掲載、採用活動及び掲載料の支払いが全て完了した日を指す。

4 連絡先等

担当者	氏 名	札幌 花子		
	電話番号	011-000-0000	携帯番号	090-0000-0000
	メールアドレス	xxx@city.sapporo.co.jp		
郵送希望先 (別途指定する場合)	〒	必ず自社に所属する社員または役員を担当者としてください。 また、書類の提出期限のリマインドなどは原則一斉メールで行いますので、メールアドレスも必ずご記載ください。		

5 振込先について

口座名義	カナ	カ) サッポロシ	口座名義は、通帳の印字どおり記載してください (「カタカナ」は大文字、「カ」、「スペース」の記載にご注意ください)。
	名義	株式会社札幌市	
銀行・支店名	らいらっく 銀行		札幌駅前 支店
預金種目	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段		
口座番号	0000000		

※ 補助申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状の提出が必要（通帳の写し等、振込先口座名義及び口座番号が確認できる書類だけでは不可）

6 添付書類

- (1) 事業実施結果（様式8）
- (2) 領収書の写し（宛名に申請者の法人・団体名が記載され、補助対象経費と金額が一致しており、経費の内訳がわかるもの。内訳がわからない場合は領収書に加えて内訳がわかる請求書等の写しも提出すること。）
- (3) 利用した広告媒体における実際の求人掲載画面を印刷したものか求人掲載紙面の写し（※求人広告掲載前の元原稿等は不可）
- (4) 通帳の写し等、振込先口座名義及び口座番号が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(様式8)

令和8年度札幌市求人情報発信補助金 事業実施結果

(法人・団体名) 株式会社札幌市

1 求人掲載内容

求人情報を掲載した 広告媒体の名称	(就職情報サイト、求人情報誌、新聞広告等) アルバイトタロウ
契約業者名	アルバイトタロウ株式会社
求人情報の掲載期間	開始日 令和8年9月1日 終了日 令和8年11月30日(13週間)
掲載した求人の職種 (該当する職種にチェック)	☐ 「008 建築・土木・測量技術者」 ☐ 「029 保育士、幼稚園教員」 ☐ 「030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者」 ☐ 「049 福祉・介護の専門的職業」 ☒ 「050 施設介護の職業」 ☐ 「051 訪問介護の職業」 ☐ 「055 飲食物調理の職業」 ☐ 「059 警備員」 ☐ 「063 その他の保安の職業」 ☐ 「075 機械整備・修理工」 ☐ 「083 貨物自動車運転の職業」 ☐ 「084 バス運転の職業」 ☐ 「085 乗用車運転の職業」 ☐ 「086 その他の自動車運転の職業」 ☐ 「092 土木の職業」
募集した職名 (求人広告タイトル)	介護職員
掲載した具体的な 求人内容 (複数掲載の場合、全て記載)	【業務内容】 デイサービスでの介護業務全般 【雇用形態】 ☐ 正社員 ☐ 契約社員 ☒ アルバイト／パート 【就業場所(勤務地)】 札幌市中央区北1条西2丁目 デイサービス大通園

2 採用結果

応募者数	総数		内訳（年代）	
	8 人		10 代	人
			20 代	5 人
			30 代	2 人
			40 代	1 人
			50 代	人
			60 代以上	人
採用者数 ※	2 人		10 代	人
	<職種別内訳>		20 代	2 人
	職種	人数	30 代	人
	介護職員	2 人	40 代	人
		人	50 代	人
		人	60 代以上	人
採用に至らなかった理由				
※応募者数 1 人以上で採用者数 0 人の場合、記載してください。				

※採用者数については、報告日時点で内定段階の者が含まれる場合、内定者を含んだ人数